

# 令和2年度予算編成に関する要望書

令和元年5月

一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会

会 長 川 鍋 一 朗

平素は、タクシー事業に対しまして、格別なるご指導、ご鞭撻を賜り、厚くお礼申し上げます。

タクシー事業は、地域に密着した輸送サービスかつ地方創生の担い手であり、国民生活に欠かせない公共交通機関として、全国で年間約15億人のお客様に安全に・安心してご利用いただき、その社会的責任を果たすため日夜努力を続けております。

タクシー業界では、平成21年10月から施行された「タクシー適正化・活性化特別措置法」、さらに平成26年1月から施行された「改正タクシー適正化・活性化特別措置法」に基づき、タクシー事業の適正化（供給過剰の是正）と活性化（需要の拡大）に鋭意取り組んでおります。

また、平成30年1月に策定した「訪日外国人向けタクシーサービス向上アクションプラン」に基づき、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて更なる増加が見込まれる訪日外国人のニーズに対応したタクシーサービスの向上に向けて、今後、積極的な取組を図ることとしております。

さらに、平成30年3月に策定した「タクシー事業における働き方改革の実現に向けたアクションプラン」に基づき、労働生産性の向上、人材の育成・確保、長時間労働の縮減等に鋭意取り組むこととしております。

一方、タクシー事業は、資本金1億円以下の事業者が99.5%（1千万円以下83%）を占める等、経営基盤の脆弱な中小事業者であり、現政権が実施している一連の経済対策の効果は、未だタクシー業界においては実感できない状況であり、加えて、乗務員の高齢化と労働力不足問題が深刻化する中、ライドシェアと称して業としての白タクの解禁を求める動きが活発化するなど、極めて厳しい経営環境にあります。

このような状況の下、今後も、法人タクシーが、利用者ニーズに応えて安全・安心に加え質の高いサービスを提供し、地域公共交通機関としての使命を達成できるよう、次年度の予算編成に当たり、別記のとおり要望いたしますので、事情ご賢察の上、何とぞご高配を賜りますようお願い申し上げます。

## 記

### インバウンド対応

「訪日外国人向けタクシーサービス向上アクションプラン」に基づく以下の取組について、支援措置を拡充されたい。

- (1) 母国と同じタクシー・ハイヤー利用環境づくり
  - 日本の配車アプリの多言語化促進のためのシステム開発
  - 海外配車アプリとの相互利用促進のためのシステム開発
  - 関係者との連携による国際空港タクシー乗り場、タクシー車両等における無料Wi-Fi環境の提供
- (2) 言葉の不安解消
  - 外国人対応研修・認定制度の充実・拡大
  - 外国語接遇ができる在日外国人（永住者・定住者等）ドライバー雇用拡大のため、英語・中国語タクシー運転者登録時講習用テキスト等の作成
  - 多言語タブレットの早期整備
  - 地域の観光資源に対応した多言語翻訳アプリにおける辞書の整備
- (3) 決済の不安解消
  - キャッシュレス決済への対応
    - ・クレジットカード決済用端末機の導入
    - ・クレジットカードのIC化決済用端末機への切り替え
    - ・交通系ICカード決済用端末機の導入
    - ・外国系プリペイドへの対応
  - 多言語対応決済タブレットの整備
- (4) 移動の利便性
  - UDタクシー等大容量ラゲージスペース車両の導入
  - 国際空港等における外国人専用乗り場・レーンの整備
  - 外国人が空港等でスマホで検索して2次交通情報が分かるシステムの構築
- (5) その他
  - タクシー利用・予約方法等の外国語によるパンフレットの作成
  - 観光タクシーの外国語による案内パンフレットの作成
  - ニーズに対応した観光・周遊ルート開発のための訪日外国人を対象としたアンケート調査の実施

## **地域公共交通であるタクシー事業の活性化・維持・再生**

- (1) 多言語翻訳システム及びスマートフォンの配車アプリ等、先進的な機器・システムの導入並びに観光タクシー、妊婦応援タクシー及び育児支援タクシー等、タクシー事業の活性化をより一層推進するための取組に対する総合的な支援措置を講じられたい。
- (2) 利用者利便の向上に資するキャッシュレス決済の普及拡大のため、タクシー車両への決済用端末機導入に対し支援措置を拡充されたい。また、クレジットカードのセキュリティ強化に伴うＩＣ化決済用端末機への切り替えに対し支援措置を講じられたい。
- (3) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金（乗合タクシー、UDタクシー等）、訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金（UDタクシー）及び国際観光旅客税財源充当事業（多言語対応、キャッシュレス決済、UDタクシー）を継続されるとともに、補助の拡充及び手続きの簡素化等タクシー事業者が活用しやすい仕組みにされたい。

## **旅客自動車運送適正化事業の対応**

改正道路運送法の施行による各都道府県タクシー協会における旅客自動車運送適正化事業の実施にあたって必要となる体制の整備等に対する支援措置を講じられたい。

## **タクシー事業の環境対策**

地域交通のグリーン化に向けた次世代自動車普及促進事業による電気自動車等へ支援措置を拡充されたい。

## **タクシー事業の安全対策**

- (1) 総合安全プランに掲げる事故削減目標を達成するため、事故防止対策支援推進事業については、先進安全自動車（衝突被害軽減ブレーキ搭載車）の導入に対する支援にタクシー車両を追加するとともに予算額を大幅に拡充されたい。
- (2) 平成29年1月に改正道路運送法が施行され、事業者には疾病運転の防止措置が義務付けられることになったが、事業者の負担を軽減するため、SASスクリーニング検査、脳MRI検査、心臓ドッグ等各種スクリーニング検査の実施に際し、各種支援措置を講じられたい。

## **タクシー事業の労働力確保対策**

若年労働者の採用の促進、交通政策基本計画の目標（約7千人→14千人）達成に向けた女性の活躍の促進のため、環境整備への支援措置を講じられたい。

## **タクシー事業の働き方改革推進への対応**

平成30年3月に策定した「タクシー事業における働き方改革の実現に向けたアクションプラン」に基づく、タクシー事業の労働生産性の向上、人材の育成・確保、長時間労働の縮減等を積極的に推進するための環境整備に対し、総合的な支援措置を講じられたい。